二　行政手続法施行令の一部改正関係
行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、改正法第一条により新設された育介法第二一条第一項の労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことに準ずる事実を定める命令、当該労働者が当該事実を事業主に申し出たときに当該事業主が当該労働者に対して知らせなければならない事項及びその方法並びに当該事業主が講じなければならない措置を定める命令並びに第二二条第一項第三号の育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置を定める命令を追加することとした。（第二条関係）
三　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六九号）（厚生労働省）
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。ただし、同法第七条の規定の施行期日は、令和三年一〇月一日とすることとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第二七〇号）（内閣府本府）
1　市町村民税所得割合算額が五万七、七〇〇円未満（特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七、一〇一円未満）であり、複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額について、特定被監護者等のうち二番目の年長者である満三歳未満保育認定子どもを当該満三歳未満保育認定子どもに関して第四条第二項の規定により算定される額に一〇〇分の五〇を乗じて得た額（特定教育・保育給付認定保護者に係る満三歳未満保育認定子どもにあっては、零）とし、特定被監護者等（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である満三歳未満保育認定子どもを零とすることとした。（第一四条関係）
2　この政令の施行に際し必要な経過措置を設けることとした。（附則第二項関係）
3　この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七一号）（厚生労働省）
1　高齢者の医療の確保に関する法律第一七条の二第一項の規定により匿名医療保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者が納付すべき手数料の額を改定することとした。（本則関係）
2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）
3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第二七二号）（厚生労働省）
1　社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会から保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供を受ける場合に、これらの者に納めなければならない手数料の額を定めることとした。（第一条関係）
2　この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定（同法第七条の規定に限る。）の施行の日（令和三年一〇月一日）から施行することとした。

政　令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を次のように公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百六十四号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条本文及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和四年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和三年十二月二十日とする。

総務大臣　武田　良太
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令を次のように公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百六十五号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十二第五項、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百七十五条第三項及び第百八十一条第三項において準用する同法第二十三条第四項並びに同法第百七十九条、第百八十五条第三項、第二百十二条第一項及び第二百二十条並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十三条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十六条とし、第二条から第十条までを五条ずつ繰り下げる。

第一条中「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の五条を加える。